

令和元年6月24日

魚沼市議会議長 森 島 守 人 様

総務委員会

委員長 渡 辺 一 美

総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) その他
- 2 調査の経過 6月24日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
その他で、洪水ハザードマップについて、執行部から報告を受けた。また、委員から堀之内地下埋設物撤去、埋戻し等工事について、質疑がなされた。

総務委員会会議録

1 審査事件

- (1) 議案第 38 号 魚沼市火災予防条例の一部改正について
- (2) 議案第 43 号 財産（魚沼市庁舎ハンドル式移動書棚）の取得について
- (3) 議案第 44 号 財産（魚沼市庁舎窓口木製カウンター）の取得について

2 調査事件

(4) その他

3 日 時 令和元年 6 月 24 日 午前 10 時

4 場 所 広神庁舎 301 会議室

5 出席委員 大桃 聰、佐藤敏雄、大平栄治、渡辺一美、高野甲子雄、大屋角政、
遠藤徳一、(森島守人議長)

6 欠席委員 なし

7 説明員 佐藤市長、森山総務政策部長、山之内消防長、武藤総務政策副部長

8 書記 櫻井議会事務局長、磯部議会事務局次長

9 経 過

開 会 (10 : 00)

渡辺委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会いたします。この 7 月でこの委員会のメンバー構成が変わりますので、このメンバーでの委員会の最後になりますので、皆さんから議案の慎重審議をお願いしたいと思います。それでは、本委員会に付託されました議案について審議願います。

(1) 議案第 38 号 魚沼市火災予防条例の一部改正について

渡辺委員長 日程第 1、議案第 38 号 魚沼市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

佐藤市長 ありません。

渡辺委員長 なければ、これから質疑を行います。質疑はありますか。

佐藤委員 今回の条例改正は、消費税増税に起因する法改正を受け、改正されたものと考え

てよろしいでしょうか。

山之内消防長　今回の改正の中に手数料の関係の改正部分がありますが、そちらにつきましては消費税及び地方消費税の引き上げに関連したものとなっております。

佐藤委員　火災予防条例に関する申請や検査手数料の改正はこれが全てでしょうか。

山之内消防長　今回示されている項目の中で、うちの条例のほうに関係するものがこの3点ということとなっております。

渡辺委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定いたしました。これから議案第38号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(「異議あり」と呼ぶ者あり) 異議がありますので、挙手によって採決します。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。(賛成者挙手) 賛成多数であります。よって、議案第38号 魚沼市火災予防条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(2) 議案第43号 財産(魚沼市庁舎ハンドル式移動書棚)の取得について

渡辺委員長　日程第2、議案第43号 財産(魚沼市庁舎ハンドル式移動書棚)の取得についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長　ありません。

渡辺委員長　これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤委員　今回の入札は一般競争入札で実施されていますが、入札者が1者しかありませんでした。入札は本来市場原理に基づき、複数者の競争者の中から最も発注者の条件にかなない価格的にも有利となる応札者と契約することになっています。そのため無競争となることがないように応札可能者が複数となるような条件等を調整することが求められていると思います。入札参加資格要件では、営業所の本店が魚沼市内に所在するものとなっておりますが、魚沼市内で今回の落札者以外の該当する入札者はいなかったのかについてお伺いをいたします。

武藤総務政策副部長　今ほどの佐藤委員のご質問では、市内業者としましては物品の販売登録業者ということになりますけれども、その数が本年6月1日現在で86件の申請がございます。

佐藤委員　結果的に魚沼市文具組合が落札しておりますが、この組織はいつ設立して、構成員はどういった方々でしょうか。文具組合は任意団体で法人等ではないようですが、入札参加資格などに問題はなかったのでしょうか。

武藤総務政策副部長　文具組合の設立年月日ですが、平成30年4月7日に設立をされております。続きまして入札資格の要件でございますが、こちらの組合につきましては、民法に基づきます任意組合という扱いになります。任意組合ですので例えば例をあげますと、工事請負でよく大きい工事のジョイントベンチャー、特定共同企業体と同じような取り扱いに民法上はなります。あくまで任意組合ということでありまして、その中で魚沼市の入

札参加資格審査規定の中で契約の対象となるもの、登録されるものは個人及び法人のどちらかということになります。ですので、この組合は民法上の任意組合の立場で、魚沼市入札参加資格審査規定に基づく個人、組合の代表者ということで参加申請が出されたということでもありますので、契約の規定については不合理はございません。

佐藤委員 構成員も聞いています。

武藤総務政策副部長 構成員につきましては、6月1日現在で7人が構成員ということになっております。

佐藤委員 今回のハンドル式移動書棚の規格は、可動複式6連ほかということで、5カ所で61台ですが、これはそれぞれ規格品なんですか。

武藤総務政策副部長 こちら規格品と言いますが、規格については仕様書の中では当然ほかの什器と同じように、プラスマイナス何センチの誤差ということで仕様書にはうたっております。

佐藤委員 消費税相当額抜きの設計額が4,090万円となっています。今回の納品は確かメーカー3社のいずれかから規格品を買って、運搬搬入、設置も全てメーカーへの丸投げ委託と思われそうですが、設計根拠を聞かせてください。

武藤総務政策副部長 設計の根拠ということですが、市内業者4者から見積もりを徴取しまして、市内業者での物品納入、調達が可能ということで設計の根拠とさせていただいています。それから1点、メーカーへの丸投げということですが、あくまでも物品調達の契約でございますので、丸投げではなく、あくまでも契約対象者が全てにおいて責任を取るということでございます。

佐藤委員 市内業者4者から見積もりをいただいたということですが、先ほどの7人との関係はありますか。

武藤総務政策副部長 7人の関係ということですが、7人と限らず調達が可能であろうという中身が文具関係の納入実績のある3者、それからスチール関係の大型の什器でございますので、文具以外でも一応見積もりをいただこうということで、鉄製の什器等を扱っている業者から1者も参考としてあわせて徴取をさせていただいております。

佐藤委員 私が聞いたのは、この見積もりの4者と前段の7者とつながりがあるのか、一緒にダブっているのかどうかということです。

武藤総務政策副部長 ダブっているのもございます。

大平委員 その基準がわからなくて、そうして入札に出したということなんだけど、それはここだけじゃなくて、見積もりは、受けさせる人に見積もりさせて取ったということでしょう。そんなことはありますか。それ以外にいろいろとメーカーもあるわけだ。何箇所か取って、それで基準つくって入札出さんば。今聞いてると全くそれじゃ、前から言ってる基準がないということで賛成はできません。全く。関係のあるしょから見積もり取って入札したって、そんなのは。だから、そういうことが前にあったから、ないようにと議会で言ったら、そのようにないようにすると言ったじゃないですか。メーカーが入るんだったらメーカーあっちからこっちから聞いて、それで取り付けどっけかかるかというのを聞いて、それで基準つくって入札出すんらいども、関係者のほうから見積もり取って入札なんて、そんなこと、それやってるからいつも問題起きたから、これはやっぱり指名委員

会はなぜこういうこととして、そういう人を、見積もり取った人に入札出すなんてことあってはならんが、大体が。

武藤総務政策副部長　大平委員ご指摘の基準ということでございますが、基準につきましては、庁舎の建築設計をする中で最大で格納ができる移動式の棚を設計して、この範囲の中でこの台数をお願いしたいということでございますので、基準としてはそういう形でございます。

大平委員　全く基準がない基準だて。

渡辺委員長　答弁は必要ありませんか。「ない」と呼ぶ者あり）ほかに質疑はありませんか。

大屋委員　ちょっと気になるのは、先ほどの答弁の中で落札された任意団体の7人の構成員の中に、4者の中で価格を取った人がいるということになりますと、逆に言えばその価格を出したわけですから、大体これくらいというのが事前にわかるという、こういう仕掛けになりませんか。

武藤総務政策副部長　最初の考えが、最終的にはこの組合さんが落札をされて仮契約になったということで、文具の納入実績のある方以外に、先ほども申しましたとおり全く文具とは関係のないスチール関係の業者からも取ったというのも一つ、それから当初は、当然のことながら我々ももっと門戸を広げての一般競争入札ですので、当然いろんな方が手を挙げる権利もございますし、やる気のある方は挙げてくるものと思っておりましたが、最終的には文具組合が1者でということになったことでご理解願いたいと思います。

大屋委員　組合が市内で今まで納入をされていた実績があるのが、6月1日時点で86件あったということなんですが、そのほかの組合は存在するのでしょうか。

武藤総務政策副部長　今ほどの86件につきましては、物品納入ということで参加申請をあげている業者が86者でございます。ですので、その中でどのような任意組合があるのかまでは精査はいたしておりません。ただ実績の中では、例えば管工事組合とか受注実績がある組合はおられます。

大屋委員　勘ぐるつもりはありませんが、落札した組合については去年、組合を設立しているわけですが、要は新庁舎の建設に伴って任意団体つくらないと入札参加ができないからというようなことで設立をされたと理解するんですが、そういう点ではどうでしょうか。

武藤総務政策副部長　今ほどのお話につきましては、それぞれ86者、物品納入の申請がございますので、全て86者が納入できる取引があれば、個々の会社で可能だということでございますので、それが最終的には組合で入札になったということでありまして。ですので、こちらのほうが意図的にどうのこうのではなく、86者全てがやる気であれば単独での申請が可能だったということでございます。86者それぞれの登録業者は1者でも手を挙げるのができたということでございます。

大平委員　入札する前に、基準というのは、ないということなんだけれども、見積もり取ったのは何者から。個人から取ったんですか。組合から取ったんですか。情報公開出してもらいますけれども、どういう人が取って、その入札の中に、今受けた中にその人が入っているか入っていないか。どうも入っているみたいな気がしたんですけども、そこら辺はつきりしてください

武藤総務政策副部長　本件の見積もりにつきましては、市内の物品納入の実績のある什器関

係の納入実績のある法人3者と、先ほど申しあげましたように、大きいスチール什器でございますので、そういう鉄を扱う市内業者から1者、合計4者の見積もりを徴取しております。

大平委員 文具なんて、それだけ仕事全部できるんですか。恐らく見積もり取った業者が全然、内容のことみんなわかってるんですか。それで取ったんですか。どうですか。

武藤総務政策副部長 参考見積りを徴取いたしましたので、その中で提出されたということは当然内容の理解、それから納入が可能だということで判断をしております。

大平委員 どれだけ納入業者が、今のこの物品についてできるしよじゃないでしょう。できるっていうか、例えば大工とか建築士とか、そういう人がとにかく見積もりもらうなりして入札に臨むことなんですよ。それが魚沼市でもって何もわからない、俺に言わせれば、みんなわかってないしょに見積もり取って、見積もりの書類あるわけでしょ。きょう出してもらいたいけれども、それ後にしてもいいけども。そして俺が言うのは、その見積もりした業者はこの入札の中に入ってるんですか。入札の登録というか。どうですか。

武藤総務政策副部長 見積もりをした業者は入札参加申請登録のある86者に入っております。

大桃委員 86者じゃなくて、7者の組合の構成員がその3者の見積もりの中にいるのかどうか。

武藤総務政策副部長 市内業者ですのでいらっしゃいます。

大桃委員 それがどれだけいるか、数を教えてください。

武藤総務政策副部長 先ほど申しあげました参考見積り4者のうち、3者がこの組合の構成員の個人になります。

大桃委員 文具の3者は文具組合の構成員の7人のうちの3人ということでもいいんですか。

武藤総務政策副部長 おっしゃるとおりです。

遠藤委員 構成員の関係ですけども、個人の名前等はいらないですけど、職種的には全部同一職種7者ということでしょうか。

武藤総務政策副部長 個人の名前はこの場では申しあげられませんが、あくまでも今までも市内で、例えば学校とか庁舎の中で納入実績のある業者さんになっています。

遠藤委員 それはわかるんですが、例えば本屋さんとか家具屋さんとか、そういった職種のことをお聞きできればと思います。

武藤総務政策副部長 職種でございますが、あくまでも什器関係の納入実績という業者になります。職種が今ほど遠藤委員もおっしゃいましたが、あくまでも私どもの入札参加の登録が物品販売ということになっておりまして、業種ごとはあるんでしょうけれども、我々はそこでは立て分けはできてないということが現実でございます。

遠藤委員 物品販売だからこそ恐らく工事も絡むこの入札は、配送や組み立ても含めて丸投げっぽくなるのではないかということを確認委員の中で心配されているので、その辺はどうですか。

武藤総務政策副部長 物品の納入でございまして、御存じのとおり大型のスチール什器になります。当然、下にレール等の施工も必要でございます。その部分につきましては納入業者が個人で行うとは想定されておりません。ただ、物品の納入は総合調整が一番大事とい

うことでございますので、総合調整をその受けた業者が行うということで理解をしております。

遠藤委員 工事も含めてということで、例えば破損だとかによる弁償だとか違約金だとかが発生した場合の責任も、個人7つで責任を負うということによろしいですか。

武藤総務政策副部長 民法上の任意組合でございますので、全ての責任は組合員が負うということで民法の規定になっています。

大平委員 きょう出したんだから、名前言われたいなんてことあるわけない。その人に受けさせるんだから。それがまず第一だから教えてください。個人で受けさせるのに、個人の名前言わないなんて。代表者一人じゃなくて、どういう構成員になっているか教えられないなんてことはない。

武藤総務政策副部長 あくまでも契約の相手方が組合長の個人であるということで、構成員につきましても、それぞれ組合の規約がある商行為を行っている団体でございますので、この場での答えは差し控えさせていただきます。

大平委員 構成員を言ったら絶対だめだというのがんもあるわけだから。構成員を言わないなんて。個人だろ。団体だって、法人じゃないんだよ。個人だから個人全部挙げねばならんて、それは。当たり前のことだ。

武藤総務政策副部長 大平委員の言われているとおり、個人でございますので魚沼市の情報公開条例に抵触する部分もございますので、慎重に対応したいと思います。

大平委員 きょうここで承認してくれてんでしょ。魚沼市の条例になん、あるわけないんですよ。条例には、逆に言えば、受けさせるときは全部書かんくちやならんわけですよ。そっけん条例ありますか。入札させるときに代表者だけで、構成員の名前を全部載せなきゃ、こっけんなん。誰が受けているかわからん。そんなのありますか。

武藤総務政策副部長 今ほどのお話のとおり、仮契約を結んだのはあくまでも任意組合の代表者個人でございます。ですので、個人の氏名のみとさせていただきます。そうしないと逆にほかの組合を考えたときに、農業協同組合が組合員何万人の連名をするかというところではないと思われますので、契約行為はあくまでも個人ということでございます。

大平委員 その人は法人でしょ、代表者。個人じゃないですよ、あれは法人ですよ。そういうところあれしたってだめだから。法人と個人とわかりますか。同じじゃないでしょ。

武藤総務政策副部長 私の理解の範囲の中で個人、法人というのは、立て分けはして理解はしているつもりでございます。

大桃委員 大した機械じゃないんだけど、ルールしたりで壊れることもある、そのメンテの部分はどうなっているのか伺います。

武藤総務政策副部長 メンテにつきましても、民法の瑕疵担保の請求、1年間ということで考えてございます。

渡辺委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) なければ、これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定いたしました。これから議案第43号について採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり) 異議がありますので、挙手によって採決します。本案は、原

案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。(賛成者挙手) 可否同数でございますので、委員長の裁決で、今回の議案第 43 号 財産(魚沼市庁舎ハンドル式移動書棚)の取得については、原案のとおり可決すべきものと決定いたします。

(3) 議案第 44 号 財産(魚沼市庁舎窓口木製カウンター)の取得について

渡辺委員長 日程第 3、議案第 44 号 財産(魚沼市庁舎窓口木製カウンター)の取得についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

佐藤市長 ありません。

渡辺委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

佐藤委員 この競争入札も入札者が 1 者しかありませんでした。普通の場合、入札は複数の競争者の中から最も条件に合ったものを契約者としてなっています。入札参加資格要件で営業所の本店が魚沼市内に所在するものとなっていますが、魚沼市内で今回の落札者以外の該当する入札者はいなかったのかについて伺います。

武藤総務政策副部長 先ほどの議案第 43 号と同じで、物品納入を対象として一般競争入札を行ったものでございます。その結果としまして 1 者であったということでございます。

佐藤委員 魚沼市建具組合が落札していますが、この組合はいつ設立して、構成員はどういった方々でしょうか。文具組合と同様、任意団体で法人等ではないようですが、入札参加資格に問題はなかったでしょうか。

武藤総務政策副部長 こちらの建具組合につきましては、平成 17 年 4 月 1 日に設立をされております。そのほかの内容につきましては、先ほどの議案第 43 号と同じでございます。

佐藤委員 構成員についてはどうですか。

武藤総務政策副部長 構成員は個人 3 人でございます。

佐藤委員 地元業者に仕事ができるということについては賛成ですが、魚沼市内には建具屋さんも多くあると思います。組合加入者以外に市内業者がどのくらいいるかということについて調査などをやっていますか。

武藤総務政策副部長 建具組合のほかで構成員の業者がいるかどうかにつきましては不明でございます。いなかったものと判断しております。ただ、あくまでこちらも物品の納入でございますので、建具等に限らずということになります。先ほどの市内業者の 86 者であれば全てが参加可能だったということでございます。

佐藤委員 今回の 3 種類の木製カウンターを発注していますが、ハイカウンター、ローカウンター、コーナーカウンター合計で 83 台の発注となっています。単純に契約金額を 83 台で割りますと、1 台当たり 41 万 7,470 円になります。一般の木製カウンターでハイカウンター価格を調査いたしました。いずれも半分以下で買えるということですが、今回、魚沼産材使用という条件があるにしても、今回のカウンターの天板材は市が支給することになっています。それらを考えますと非常に高く感じますが、この製品は特注だと思いますけれども、どなたがどのように設計して予定価格を算出したのかについてお聞かせください。

武藤総務政策副部長 設計の内容につきましては、まずスタートとしまして魚沼産材の天板を使用して、原材料支給によってカウンターを製作していただきたいというスタートでござ

ざいまして、基本的には建具屋さんの意見を参考に私どもの職員がカウンターイメージ図をつくりまして、そちらを市内業者3者に見積もりをお願いしたということです。

大桃委員 これは建具屋さんにつくってもらおうという話なんですけど、大手の家具メーカーとかの同等品の既製品だとどのくらいになるのかわかりますか。

武藤総務政策副部長 当初、私どもも什器の4大メーカーから調達する計画でございました。その概要としましては、一般的には什器4大メーカーから参考見積もりを取った中では、今現在のテーブルみたいなメラミン天板を使ったときで5,700万円。それから4大メーカーの中でも1メーカーは、それぞれの特徴を生かした材料、天板で使えるということで、そちらのほうの見積もりを取りましたら9,900万円という参考見積りでございました。

大桃委員 そんなに高いのかなという気はしますが、それはそれでいいです。仕様書の中に、先ほど佐藤委員がおっしゃったように、天板の部分のブナ材は支給だと。ほかの部分は魚沼産スギ材を使うということになっているわけですが、市のほうの見積もりでは魚沼産スギ材は立米当たり幾らと見積もっていたんでしょうか。

武藤総務政策副部長 内容的には市の材料の価格につきましては、一義的に今回、物品の調達でございますので、通常の工事等の積算と違いまして、材料から手間代を積算して計上したものではありません。あくまでも、このカウンターを1台、ハイならハイカウンターをつくるのに1台が幾らだということで見積もりをお願いした次第です。そのほか魚沼産材の価格につきましては、私ども参考でございますが、一般的にすべからく流通している材ではございません。ただ、市場価格としましては、丸太の価格になりますが、共販市場価格ということで、丸太の状態ですが立米当たり12,600円ということで情報は得ております。

大桃委員 丸太で12,600円。新潟に持って行って、乾燥して、製材して、A材になると幾らで販売されるかわかりますか。

武藤総務政策副部長 先ほど申しましたとおり、市場流通があまりない材料でございますので、価格は調べたんですが判明はしてございません。

大桃委員 さっき2階でちょっと聞いてきたんですけど、先ほど言ったように新潟に出すときは1万幾らと。それを業者が使うのに買うのも2万はしないというような話でした。それは買って来たものを加工もしなきゃなんない、それは手間のほうですが。先ほどのブナ材の件からお話ししますと、このカウンターでボリューム計算すると、大体4立米ぐらいなんです。その4立米がこのために切り出したんで、切る手間、運ぶ手間、乾燥して加工する手間、全部入れて4立米で500万円くらいです。この魚沼産スギ材を計算すると8.2立米しかないんです。1立米、2万円です。500万円より高くなるわけがない。もともとこれ切り出すのは補助金も出ているし、ほかの業者がやって出しているんで、それはこの中には入ってこない部分からするとべらぼうに高すぎると。さっき、物品の購入だということで、工事と違って材料、手間賃という見積もりをしなかったというようなお話ですけども、この仕様を見れば、このカウンター1つ入れるという話は話ですけど、つくらんきゃだめ。実際つくってということは、材料プラス手間代です。そうすると材料が1千万円もかからんですよ、こんなの。それに手間代乗せて3千万円なんて高すぎます。どう考えても。さっきの書庫の件もあるけど、市長が予算で30億円だと言ってやってる中で、こうい

うのを高止まりにしてしまえば、ほかのところの調達ができなくなる。そういうことがあるわけです。なるべく安くしないとその 30 億円の中におさまらないということだと思っ
たんです。これ見ても本当に幾らもないんです。それは 150 メートルくらいありますよ。あ
るけど、材料としてはたいしたことない。手間賃が高すぎると私は思いますが、どうで
すか。

武藤総務政策副部長 結論から申しまして、手間賃が高すぎるとい委員のご意見ですが、
私どもはそうは思いません。というのは当然、丸太からいろんな手間がかかって製品にな
ると同じことで、それは 4 大メーカーの既成のカウンターも同じだと思います。材料的に
は鉄がどれくらい使われているのか、そこから発生しますと、やはり手間代というのが受
注生産になりますとかかるということから、決して高いものではないと考えておりますし、
当初の参考見積も 4 大メーカーの 5,700 万円と比較しますと、我々としましては市内産材
を使った製品が調達できる予定であるということ、最小の経費で最大の効果があげられた
ものと自負をしております。

大平委員 この中に見積もりをした業者が入っているわけでしょう。どうですか。

武藤総務政策副部長 こちらの参考見積は 3 者から徴取しましたので、入ってございます。

大平委員 失格ですよ。前にそう言ったでしょう、これを直せって。議会の時に。それがま
ず違反だ、大体。見積もり取った業者を入札に入れるなんて。その価格はどういうふう
にして決めたんですか。その後、その予定価格は。

武藤総務政策副部長 我々のほうの設計としましては、参考見積の 3 者から徴取した見積も
りを参考に私どもの職員が設計をしました。

大平委員 設計してもらって、わかってないのに設計できるんですか。どうやってやったん
ですか。

武藤総務政策副部長 あくまでも参考見積の 3 者の内容をもとに、市場価格やそういうもの
を検討して設計をしたということです。

大平委員 入っているということは、何者入っているんですか。3 人って言ったね、今の。
それも法人じゃないですよ。その見積もりに 3 者の人が入札の中に 1 者ですか、2 者で
すか、3 者ですか。

武藤総務政策副部長 見積もりは 3 者から取りました。

大平委員 丸々 3 者だて。勉強したっていうのは、ほかの人のところに行っているいろいろ聞い
てきたなんて言うんだけど、どういう勉強したかということをお教えください。

武藤総務政策副部長 それぞれの 3 者から意見を聞いて勉強しました。勉強の内容としまし
ては、こういう接合であれば耐荷重が可能だ、耐えられるかどうかとか、こういう組み方
でいけば長年もつか、そういう部分、要するに木製のカウンターをつくる上での必要な部
分をいろいろ勉強させていただいたということです。

大平委員 そうじゃなくて単価のことなんです。そんなのは当たり前のこと。

武藤総務政策副部長 先ほども申し上げましたとおり、ある程度勉強はして反映はさせてご
ざいますが、あくまでも物品の納入でございますので、例えばテレビを購入するときに、
部品の価格まで全て調べてから調達をしたり参考見積をしたりする案件ではございませ
ん。そういうふうに私どもは理解しております。

大平委員 テレビとあれは違います。ほかの人にも聞いたりすることが勉強。テレビだって値段が違った場合には、どういうのを使っているかということ、それくらい値段が違っていけばわかるでしょう。だから少しでも安くというわけではないけれども、値段を効率的というかにするには、魚沼市だけじゃなくてもいろいろあるわけだ。聞いて、勉強したらどうのこうのということにわけになるわけだ。それをしなかったということが、テレビと同じに考えていることになれば、わかりました。いけません。

遠藤委員 構成員、先ほど3者と伺いましたが、私は4者と聞いていたんですが、3者でよろしいですか。

武藤総務政策副部長 建具組合の構成員は3人でございます。

遠藤委員 物品ということの入札ということですが、その3者は個人では物品では届出はされていなくて、この組合をつくった時点で物品の可能な納入業者ということで登録されているということですか。

武藤総務政策副部長 登録者個人の名前は差し控えさせていただきますが、一人につきましては登録は既にされておりました。ただ、ほかの2名の方については今現在の入札の登録はされておられません。組合は登録されております。

遠藤委員 組合の物品での登録も昨年くらいですか。

武藤総務政策副部長 組合が平成31年1月29日に入札登録の申請がなされました。1年単位のまとめでの登録になりますので、我々での参加登録は本年4月1日に登録をされております。

遠藤委員 今後もこういった形の組合とか、物品での入札というのは今後大いにありうるということで、市内業者であればということでしょうか。

武藤総務政策副部長 市の発注形態にもよると思いますが、いかんせん大きな工事、大きい物品納入について発生の際はありうると思います。やはり工事のジョイントベンチャーと同じで、大規模の案件につきましては、やはり1者ではなかなか難しい案件が発生するとすれば、今後も可能性はあると思います。

遠藤委員 全体のことになりますけれども、今後もそういった工事が出そうだなという雰囲気の中でタイミングの中で組合として登録をし、それに参入していくという業者が今後市内にふえていく可能性はあろうかと思えますけれども、そういったのもやっぱり登録者として今後はどんどんと受け付けをしていくということによろしいでしょうか。

武藤総務政策副部長 そういう申請がなされれば、拒む理由がなければ当然のことながら登録は可能でございます。

佐藤委員 今回3者ということだったんですけど、実は家の近くにも建具屋さんがありまして、魚沼市内にも結構、建具屋さんがあるかと思えますけれども、その方にこういった仕事を聞いたことがあるかと言ったら全く聞いたことないし、仕事がないものでそういった仕事があれば本当にありがたいと、こういうふうな話を聞いたんですけど、私はもう落札してしまったので仕方がないんですけども、できればそういった3名の方が市内の建具屋さんにご話をし、魚沼市のいい庁舎つくるために協力していけるような体制がほしかったということですが、なぜ広く指導するような方向ができなかったのか。一般的には入札願いを出すのが当然なんですけれども、個人でやってる方はそういった制度も方法もわか

らないというのが普通だと思うんですけど、そういった方に若干門戸を開いてやるようなことができなかったのかについてお伺いします。

武藤総務政策副部長　結論としましては、私どもは広く皆様方から知っていただいて、受けていただきたいということで、一般競争入札の制度を適用させております。そのほかの部分で広報がされないということであれば、また契約の担当のほうからそういう方々にも広く、制度的な部分も含めて、お知らせはしていきたいと考えております。

渡辺委員長　ほかに質疑はございませんか。(なし) 質疑がなければ、これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(「異議あり」と呼ぶ者ありなし) 異議がありますので、討論を行います。まずは、反対の立場の方の討論を許します。

大平委員　見積もり業者が全く同じで、それで1者で入札したなんてことは全くあってはならんと前から言っているんだけども、いろいろほかのところから見積もり取ってやったというならいいんですけども、見積もり業者が同じで、その3者から受けさせたなんてことは、それはあってはならん。やらないと言ったのにやってるから。あってはならんことです。やってはならんことやってるから反対だし、聞くところによるとこれだけかからんといいことも聞いておりますので、見積もりもらったしよにそれを受けさせるなんていう入札したなんてことは、恐らくいまだかつてそういうのは私はあってはならんし、ないと思います。これは業者と執行部との癒着の何物でもありませんので、反対します。

渡辺委員長　次に、賛成の立場の方の討論を許します。(なし) それでは討論を終結し、採決させていただきます。これから議案第44号について採決いたします。異議がありますので、挙手によって採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。(賛成者挙手) 可否同数でありますので、委員長の判断で決しさせていただきます。議案第44号 財産(魚沼市庁舎窓口木製カウンター)の取得については、原案のとおり可決すべきものと決定いたします。

(4) その他

渡辺委員長　日程第4、その他を議題といたします。森山総務政策部長に発言を求められていますので、これを許します。

森山総務政策部長　1点、洪水ハザードマップの作成及び配布についてご報告をさせていただきます。今回、国、県から新たな浸水想定区域が示されたことを受け、市内おける避難所に関する新たな情報を含めた、洪水ハザードマップを作成することについて、本年2月28日開催の総務委員会、及び4月25日開催の全員協議会にて議会の皆様にご説明するとともに、市内各地域で複数回にわたり意見交換会や説明会を行ってまいりました。このような場においていただいたご意見等を取りまとめたものを最終案として、本年6月5日開催の魚沼市防災会議に諮り同意をいただいたことから、市長決裁を経て成案とし、新たな洪水ハザードマップを作成いたしましたのでご報告をいたします。本日、資料については用意してございませんが、4月25日開催の全員協議会にてお示しをさせていただいた素案とほぼ同様の仕上がりとなっております。内容については想定浸水区域、土砂災害警戒区域、指定避難所、緊急避難場所、及び福祉避難所は素案と同じ内容となっていること

をあわせて報告をさせていただきます。変更点については、若干体裁が変わったとか、両面の印刷であるとか、説明書きを別紙にして2枚の折り込みというようなことでございますが、こちらについては、6月25日、明日発行の市報お知らせ版に折り込み、全戸配布をいたしますので、委員各位におかれましてもそちらをご覧いただきたくご報告を申し上げます。

渡辺委員長　ただいまの説明につきまして、質疑はありませんか。(なし) 質疑がないので、質疑を終結いたします。本件につきましては、引き続き調査していくことにご異議ありませんか。(異議なし) それでは、このほか執行部から報告事項等はありませんか。

佐藤市長　ありません。

渡辺委員長　委員の皆さんから、ご意見、協議事項等はありませんか。

大平委員　今、市内業者に発注している堀之内地下埋設物撤去、埋め戻し工事としてあるんですが、これ管財のほうから出ているんですが、なぜこれは環境課というか衛生費っていうか、出さないんですか。間違っているんじゃないですか。

武藤総務政策副部長　今ほどの大平委員のご指摘ですが、委員の皆様にも若干ご説明をさせていただきますが、堀之内の春日平というところの旧堀之内町で火葬場がございました。そちらで解体の残骸等が発生したことから、このたび当初予算で計上させていただいて市が撤去をこれから行いたいという内容でございます。大平委員のほうから、なぜ墓地なのに管財が行うかということでございますが、魚沼市の財産上、こちらの春日平の墓地が普通財産ということで管理をされる土地ということでございますので、普通財産の管理者である財務課の管財担当が撤去工事を発注させていただくということでございます。

大平委員　いつからこうやって放置していたんですか。

武藤総務政策副部長　放置ということですが、旧堀之内町におきまして春日平の火葬場を解体する発注がなされたのが、昭和63年8月でございます。ですので、昭和63年8月に旧堀之内町において解体撤去の発注を行いまして、その際にガラが地中に残っていたと想定されます。

休　憩 (10:57)

(休憩中に懇談的に意見交換)

再　開 (11:00)

渡辺委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。休憩の中で、先ほどのことにつきましては大平委員が議員個人として聞きに行くということになりますので、これにて協議を終わらせていただきます。ほかに委員の皆さんからご意見、協議事項等はありませんか。(なし) 本日の会議録の作成については、委員長に一任願います。本日の総務委員会は、これで閉会します。

閉　会 (11:01)